



佐川京子さん  
Kyoko Sagawa

佐川先生からのメッセージ

暴力を受けている  
女性の皆さんへ。

貴女だけではないし、そういう環境で自分を失ったまま生きていなくても良いんだから、ちゃんと声を上げて救いを求めてください。

暴力をふるっている  
男性の皆さんへ。

貴男の考え方・行動には問題があります。それを無くしていくためには自分の力だけでは無理なので、アルコール依存症の人がグループでやっているように、経験を話し合うことによって自分の問題性に気が付きましょう。

ドメスティック・バイオレンス

「夫や恋人からの暴力は犯罪です」

最近よく耳にする「DV(ドメスティック・バイオレンス)」について、佐川法律事務所の佐川京子弁護士にお話を伺いました。

看護婦10年、弁護士20年

学校を卒業して、看護婦を10年していました。しかし自分には向いていないのではないかと思って、改めて勉強し直して大学に入り、弁護士になりました。

弁護士はひとの悩みや苦しみが分からないと難しい仕事ですね。

世の中の不公平・差別

看護婦や弁護士をしてきて、自分が差別を受けた経験はありませんが、世の中には様々な問題があり、女性の味方、弱い人の味方になりたいと思っています。

行政が「男女共同参画社会」と言い出したのだから、世の中の女性に対する理解が深まったとは思いますが。しかし、現実にはまだまだ。男性がなかなか変わらなない。女性で、今までの在り方を良しと思っている人は圧倒的少数だろ

うと思います。離婚の相談では、DVが絡むものが大変多いのです。今まではなかなか表に出なかっただけ。

「支配」「被支配」

「口で負けるから手が出る」「夫婦けんかなら多少のことほ……」こと、今までは世の中が女性に我慢を強いてきたんですね。

「支配」「被支配」の一つの手段として行われるのが暴力。日本に限ったことではありません。性差別社会の歴史と共に古代社会から存在していました。妻は結婚すると無能力者で無権力者だ……と思われてきた訳です。

暴力をふるうということ

暴力をふるう家庭に育った人は、暴力に対してあまり抵抗がないようです。身に付いた習性はなかなか治りません。

どうすればいいんだろう?

他人に暴力をふるうのは悪いことだというのが分かっていないので、自分の問題に気がつかない限り誰の手を差し伸べてはくれません。女性は、「子どもが学校を卒業したら」「大が定年になったら離婚しよう……」と、心の中に思いをため込んでいる人が沢山居ます。

ここ20数年くらいで、多くの女性が権利意識に目覚め、人間としての尊厳に目覚めてきました。法律の存在は大きく、1985年の「女子差別撤廃条約(日本批准)以来、急速に社会全体が変わってきました。被害に遭っている人が声を出さないと世の中は変わりません。女性は暴力から逃れる必要があるし、男性は暴力をふるう自身をカウンセリングなどで治す必要があります。

1人で悩まず相談してください

母子相談	☎534-6111 (内線1426)
〈児童家庭課〉 〈家庭児童相談室〉 (内線1427)	月～金曜日 (AM8:30～PM5:00) <small>(休日は市民生活センターでも行っています)</small>
心配ごと相談	☎534-6111 (内線2303～2304)
〈市民相談コーナー〉	毎週水曜日 (AM9:00～PM3:00)
法律相談	☎534-6111 (内線1317)
〈市民生活課〉	第1・第3水曜日 及び第4火曜日 (PM1:00～PM3:00) <b>予約制</b>
大分県婦人相談所	☎544-3900
	月～金曜日 (AM9:00～PM4:30)
県民安全相談	☎537-4107
〈大分県警察本部 生活安全企画課 県民安全相談室〉	(直接受理) (AM9:30～PM6:00) (留守番電話) (PM6:00～翌日AM9:30)

DV(ドメスティック)防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が4月6日に成立し、配偶者からの暴力が犯罪であることが公式に認められました。(10月13日施行)

1. 配偶者暴力相談支援センターの設置  
平成14年4月1日から設置
2. 被害者の保護  
警察等への暴力通報、防止の責務など
3. 地方裁判所への「保護命令申立て」制度の新設  
保護命令発令:接近禁止6ヶ月、住居退去2週間  
(命令違反は1年以下の懲役または100万円以下の罰金)

主な暴力の種類

精神的暴力・言葉による暴力

- 何を言っても無視する
- 欠点や悪口を言って傷つける
- 相手の大切にしているものをわざと壊す
- 刃物等を突きつけて脅す

身体的暴力

- 平手で打つ、殴る、蹴る
- 物を投げつける

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 働くことを許さない

社会的暴力

- 外出や電話、手紙などを細かくチェックする
- 実家や友人とのつきあいを禁止する

性的暴力

- 望まない性行為をする
- 避妊に協力しない